

## 新築住宅の評価料金等

令和7年4月1日改定  
株式会社 技研

・建設地によって、建設住宅性能評価料金に別表-7による旅費交通費が加算されます。

別表1(一戸建ての住宅の評価料金)

単位:円(税込)

	設計住宅性能評価	長期使用構造等の確認有の場合	建設住宅性能評価	建設住宅性能評価 (他機関で設計評価を行っている場合)	選択項目追加 ※1
3階建以下	77,000	設計住宅性能評価 × 1.2	132,000	275,000	8,250
4階建以上	110,000		198,000	385,000	8,250

※1 音環境に関することを選択した場合の加算

※ 木造住宅以外(混構造含む)は別途見積らせて頂きます。

別表2-1-1(共同住宅等の住宅の評価料金〔ファミリータイプ〕)

単位:円(税込)

住戸数	設計住宅性能評価	長期使用構造等の確認有の場合	建設住宅性能評価	建設住宅性能評価 (他機関で設計評価を行っている場合)	選択項目追加 ※1
20戸以下(一律)	330,000	設計住宅性能評価 × 1.2	440,000	792,000	66,000
21~30戸	14,300 × 住戸数		18,700 × 住戸数	44,000 × 住戸数	3,300 × 住戸数
31~50戸	11,825 × 住戸数		15,675 × 住戸数	44,000 × 住戸数	3,300 × 住戸数
51~75戸	8,250 × 住戸数		10,450 × 住戸数	44,000 × 住戸数	3,300 × 住戸数
76~100戸	7,975 × 住戸数		10,175 × 住戸数	44,000 × 住戸数	3,300 × 住戸数
101~150戸	7,700 × 住戸数		9,900 × 住戸数	44,000 × 住戸数	3,300 × 住戸数
151~200戸	7,150 × 住戸数		8,800 × 住戸数	44,000 × 住戸数	3,300 × 住戸数
201戸~	別途見積り				
加算額(別棟がある場合)	1棟あたり 165,000				
加算額(耐震等級2以上の場合)	上記標準額の10%		上記標準額の10%	上記標準額の10%	

※1 音環境に関することを選択した場合の加算

別表2-1-2(共同住宅等の住宅の評価料金〔ワンルームタイプ〕)

単位:円(税込)

住戸数	設計住宅性能評価	長期使用構造等の確認有の場合	建設住宅性能評価	建設住宅性能評価 (他機関で設計評価を行っている場合)	選択項目追加 ※1
20戸以下(一律)	220,000	設計住宅性能評価 × 1.2	275,000	495,000	22,000
21~50戸	9,900 × 住戸数		13,200 × 住戸数	33,000 × 住戸数	1,100 × 住戸数
51~100戸	8,250 × 住戸数		10,450 × 住戸数	33,000 × 住戸数	1,100 × 住戸数
101~150戸	7,700 × 住戸数		9,900 × 住戸数	33,000 × 住戸数	1,100 × 住戸数
151戸~	7,150 × 住戸数		9,350 × 住戸数	33,000 × 住戸数	1,100 × 住戸数
加算額(別棟がある場合)	1棟あたり 165,000				
加算額(耐震等級2以上の場合)	上記標準額の10%		上記標準額の10%	上記標準額の10%	

※1 音環境に関することを選択した場合の加算

別表2-1-3(共同住宅等の住宅の評価料金〔木造タイプ〕)

単位:円(税込)

住戸数	設計住宅性能評価	長期使用構造等の確認有の場合	建設住宅性能評価	建設住宅性能評価 (他機関で設計評価を行っている場合)	選択項目追加 ※1
6戸以下(一律)	82,500	設計住宅性能評価 × 1.2	220,000	385,000	7,700
7戸以上	82,500 +( 5,500 × [住戸数-6])		220,000 +( 11,000 × [住戸数-6])	385,000 +( 16,500 × [住戸数-6])	1,320 × 住戸数

※1 音環境に関することを選択した場合の加算

別表3(室内空気中の化学物質の濃度測定)

単位:円(税込)

住戸数(1住戸あたり)	ホルムアルデヒドのみ	ホルムアルデヒド+VOC
1戸	55,000	88,000
2戸	49,500	82,500
3~5戸	44,000	77,000
6~10戸	38,500	71,500
11戸~	33,000	66,000

※ 同一場所で、同一時期に任意の居室1か所を測定する場合。

※ VOCとは、トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレンを示します。

## 別表4(再検査料金)

## 1.一戸建ての住宅

単位:円(税込)

2階建以下	33,000
3階建以上	44,000

## 2.共同住宅等

単位:円(税込)

1回あたり	55,000
-------	--------

## 別表5-1(変更設計住宅性能評価及び、変更建設住宅性能評価の料金)

単位:円(税込)

		変更設計住宅性能評価	変更建設住宅性能評価
当機関で評価申請を行っている場合	一戸建ての住宅	設計住宅性能評価料金 (長期使用構造等確認有料金) × 50%	建設住宅性能評価料金 × 50%
	共同住宅等	設計住宅性能評価料金 (長期使用構造等確認有料金) × 30%	建設住宅性能評価料金 × 50%
他機関で評価申請を行っている場合		設計住宅性能評価料金 (長期使用構造等確認有料金) と同額	建設住宅性能評価料金と同額

※ 変更の内容によっては別途お見積りとなりますので、お問い合わせ下さい。

## 別表5-2(軽微な変更の料金[等級による表示以外の変更の場合を含む])

単位:円(税込)

構造の安定	一戸建ての住宅	1住戸につき	5,500
	共同住宅等	1棟につき	11,000
温熱環境・エネルギー消費量		1住戸につき	5,500
上記以外		1住戸につき	2,200

## 別表6(住宅性能評価書の再交付料金)

単位:円(税込)

設計住宅性能評価書 建設住宅性能評価書	1住戸につき	5,500
------------------------	--------	-------

## 別表7(旅費交通費)

単位:円(税込)

エリアⅠ	大阪府(府下全域) 兵庫県(神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市、宝塚市、伊丹市、川西市、猪名川町) 京都府(京都市、向日市、長岡京市、城陽市、宇治市、久御山町、八幡市、大山崎町、精華町、木津川市、井手町、京田辺市) 奈良県(奈良市、生駒市、斑鳩町、平群町、三郷町、安堵町、王寺町、河合町、広陵町、上牧町、大和郡山市、香芝市、川西町、三宅町、大和高田市、田原本町、天理市)	発生しない
エリアⅡ	兵庫県(三田市) 奈良県(桜井市、橿原市、葛城市、御所市)	5,500
エリアⅢ	兵庫県(明石市、三木市、篠山市) 京都府(亀岡市、南山城村、京丹波町、南丹市、笠置町、和束町、宇治田原町) 奈良県(五條市、大淀町、吉野町、下市町、宇陀市、明日香村) 和歌山県(和歌山市、橋本市、九度山町、かつらぎ町、紀の川市、岩出市) 滋賀県(大津市、草津市)	11,000
エリアⅣ	兵庫県(稲美町、播磨町、加古川市、加西市、小野市、加東市、西脇市、高砂市、多可町、丹波市、淡路市、洲本市) 奈良県(曾爾村、御杖村、天川村、野迫川村、旧月ヶ瀬村、旧都祁村、山添村、黒滝村、東吉野村、川上村) 和歌山県(紀美野町、海南市、高野町) 滋賀県(近江八幡市、竜王町、甲賀市、湖南市、野洲市、栗東市、守山市)	22,000
エリアⅤ	上記エリアⅠ～Ⅳ以外の区域	33,000

※ 確認検査等と同時申請でエリア料金が発生する場合は、確認検査等による手数料のみを加算する。

## 別表8(長期使用構造等の確認料金)

一戸建ての住宅(新築住宅)

単位:円(税込)

長期使用構造等の確認申請	77,000
変更確認申請	38,500
軽微変更該当証明申請	11,000

※ 共同住宅等、増改築、既存住宅に関しては、別途お問い合わせ下さい。

※ 木造住宅以外(混構造含む)は別途見積らせて頂きます。

## 【評価料金等の取り扱いについて】

1. 評価料金等は課税扱いとなっております。
2. 建設住宅性能評価料金には、財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センターへの負担金を含んでおります。瑕疵担保保険の利用の有無にかかわらず、負担金について、追加及び返金等はありません。
3. 評価料金を銀行振込とする場合は、別に振込手数料をご負担頂きます。
4. 「階数」は、建築基準法施行令第二条第一項第八号に規定する階数とします。
5. 「延べ面積」は、建築基準法施行令第二条第一項第四号に規定する延べ面積とします。
6. その他予想しない特殊な建築材料又は構造方法を用いた建築物については、当機関の長の判断により別にこれを定めます。
7. 建設地によっては、建設住宅性能評価料金に別表7による旅費交通費が加算されます。
8. 「室内空気中の化学物質の濃度測定」は、一戸建ての住宅及び共同住宅等の評価料金には含んでいません。なお、評価が必要な場合は、別途評価料金が必要です。
9. 本料金規定でのファミリータイプとは、1住戸内に浴室・便所・台所を設け、1住戸の専用面積が35㎡を超えるものをいう。(ただし[木造タイプ]は除く。)
10. 本料金規定でのワンルームタイプとは、1住戸内に浴室・便所・台所を設け、1住戸の専用面積が35㎡以下のものをいう。(ただし[木造タイプ]は除く。)

別表9(株式会社技研評価業務規程による減額に係わる事項)

対象項目		根拠規定※1	割引率の 上限※2	採用割引率※3		
				設計	建設	
①	確認申請の同時申請による減額(設計)	規程第33条(3)	15%			
②	確認申請の同時申請による減額(建設)	規程第33条(4)	15%			
③	戸建住宅	規程第33条(5)		5戸以上		
				10戸以上		
				15戸以上		
	共同住宅			50戸以上		
				75戸以上		
				100戸以上		
				150戸以上		
				200戸以上		
				300戸以上		
				400戸以上		
500戸以上						
④	タイプ数による減額(共同住宅3タイプ以下)	規程第33条(6)	25%			
⑤	簡易な平面形状による減額	規程第33条(6)	30%			
⑥	省エネ適判を同時申請する場合	規程第33条(6)	30%			
⑦	必須項目で等級1を選択している場合(耐震除く)	規程第33条(6)	30%			
⑧	省エネを仕様規定による検討を行っている場合	規程第33条(6)	40%			
⑨	一定期間内の申請による減額(サービス期間等)	規程第33条(7)	25%			
⑩	フラット35の同時申請による減額(設計)	規程第33条(8)	10%			
⑪	フラット35の同時申請による減額(建設)	規程第33条(8)	10%			
⑫	一団の分譲地の同時検査による減額(建設)	規程第33条(9)	5%			
⑬	指定したソフトによる減額	規程第33条(10)	5%			
⑭	公共の建築物による減額	規程第33条(11)	35%			
⑮	設計と建設の同時入金による減額	規程第33条(12)	2%			
⑯	低炭素建築物等環境に配慮した住宅による減額	規程第33条(13)	30%			
⑰	低炭素建築物等環境に配慮した住宅による減額	規程第33条(13)	10%			
⑱	簡易な平面形状による音等級の減額	規程第33条(6)	10%			
⑲	住宅型式性能認定に適合した住宅	規程第33条(1)	30%			
⑳	住宅認証型式部分等を含む住宅	規程第33条(2)	30%			
合計割引率				0.00%	0.00%	
(100%-合計割引率)				100.00%	100.00%	

※1 規程とは株式会社技研評価業務規程のことをいう。

※2 各種割引率については、申請者より申請物件に関する情報の提供をうけ、当機関が合理的なものとして判断した場合について適用する。

※3 目指す等級が高度なものと判断する場合は、規程によらず減額しないことができるものとする。

※4 該当する項目が複数ある場合は、合計した減額率とすることができる。

※5 前年度1年間の申請住戸数実績とする。